

東部クリーンセンター不燃物処理業務委託（単価契約）に係る質問及び回答

No.	質問	回答
1	<p>貴市が予算編成を行った時点と比較し、直近では燃料コストが大幅に上昇しております。</p> <p>本業務の予定価格には、直近の中東情勢の緊迫化に伴う原油の供給不安や燃料費等の急激な上昇は考慮されていますでしょうか。</p>	<p>直近の中東情勢の緊迫化を考慮した金額で設計はしていません。</p>
2	<p>委託契約書(案)第14条(契約単価の変更)には、「経済情勢の著しい変化その他予期することのできない特別の事情により物価及び賃金に著しい変動を生じ、契約単価が著しく不適當になったときは、…(中略)…契約単価を変更することができる。」とありますが、著しい物価変動等の考え方、また著しい物価変動とはどの程度を想定されているかご教示願います。</p>	<p>著しい物価変動とは、通常の経済情勢を大きく逸脱する変動であり、適用の可否は個々のケースに応じて協議することとなります。</p>
3	<p>「1」の質問と同様に、直近の中東情勢の緊迫化に伴い、再資源化処理に必要な燃料の確保ができない状況となり再資源化処理が困難となった場合は、委託契約書第20条第4項(天災その他の不可抗力)が適用されると考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>再資源化処理が困難となった原因が、不可抗力によるものと客観的に認められる場合は、適用されます。ただし、不可抗力に該当するか否かは、付帯的な状況(供給停止の事実、代替手段の有無、影響の程度等)を確認した上で個別に判断することとなります。</p>
4	<p>仕様書p.2「2 不燃物の性状及び取扱い」に、性状は「一定ではない」との記載があり、p.6「2 不燃物運搬・処理予定数量」に「500t以内」との記載がありますが、発注者が意図的に廃棄物量を増減したり、不燃物の性状に影響を与える廃棄物を取り扱うこと等を意味するものではないと理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
5	<p>不燃物(年間500t)の搬入は、週1回、1日1回程度と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>契約締結後、協議の上で決定するものとします。</p>
6	<p>入札保証金について、免除対象であるか否かは、入札参加者が自ら確認し判断することによろしいでしょうか。貴市から免除対象であることについて確認する手続きが必要であればご教示ください。</p>	<p>お見込のとおりです。入札前に免除対象であることについて確認する手続きはありません。</p>

7	<p>契約保証金の納付に係る提出書類(契約保証金の領収書及びその写し)の提出期限は、契約書作成期日の午後3時までとされていますが、契約書作成期日はいつ頃を予定されていますでしょうか。</p>	<p>一般競争入札参加資格確認申請書を受理し、参加資格を確認でき次第、落札の決定通知とします。通知した日から7日以内に契約書を作成することとなります。</p>
8	<p>本件は概ねいつ頃から開始する見込みでしょうか。</p>	<p>実際の運用開始日は契約締結後、協議の上で決定するものとします。</p>
9	<p>あらかじめ翌月分の運搬計画を提出する必要があるでしょうか。</p>	<p>市側であらかじめ運搬計画案を作成し、受注者との協議によって運搬計画を決定します。</p>
10	<p>運搬計画を提出する場合、何日前までに提出する必要があるでしょうか。</p>	<p>回答9のとおりです。</p>
11	<p>本件は一般廃棄物の許可を有していなくとも運搬業務は可能でしょうか。</p>	<p>お見込のとおりです。</p>
12	<p>車両故障等により予定した日程を変更する場合、翌週又は翌月に補填することは問題ないでしょうか。</p>	<p>仕様書第2章7(2)の規定により、当該事案発生時に別途協議するものとします。</p>